

使用の適否を判断しており、過去の発言や著書などの調査は行っておりません。後援の審査に当たりますには、事業内容が積極的に奨励し得るものか、地域活動の伸展に寄与することが明らかであるか、さらには、内容が公共性を有しているか等の観点で個別に判断しております。こうした観点から後援することになじまない事業について不承認としているところでございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 では、市や市教委が名義後援することで主催者側にはどのようなメリットがあるのでしょうか、お示してください。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 名義後援によるメリットについてでございますが、庁舎の掲示板などではポスターの掲示やパンフレットを配置できることとなっております。また、行政が名義後援することで事業の公共性や公益性をアピールすることができるなどといったメリットもあるものと考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、旭川市の状況についてでございますが、まずは、近年の申請状況について、市及び市教委の申請件数、承認件数、不承認件数はどのような状況にあるのでしょうか、お示ください。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 後援名義についての申請状況につきましては、平成24年度は、市長部局においては、申請件数が348件で、うち承認件数は347件、不承認件数は1件、同じく、教育委員会におきましては、申請件数が486件で、うち承認件数は481件、不承認件数は5件となっております。また、平成25年度につきましては、10月末現在ですが、市長部局におきましては、申請件数が268件で、うち承認件数は265件、不承認件数は3件、同じく、教育委員会におきましては、申請件数が350件で、

○議長（三井幸雄） 次に、あなだ議員。

○あなだ貴洋議員（登壇） それでは、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず、旭川市及び旭川市教育委員会の後援名義使用承認について伺ってまいりたいと思います。

北海道新聞10月4日朝刊によりますと、札幌市が原発や憲法にかかわる講演会の後援を拒否するケースが相次いでいると報道されました。札幌のNPO法人が開催する放射能汚染を考える市民講座の申請が一部不承認となり、札幌の弁護士らが開く憲法講演会も後援が断られたという内容でありました。札幌市秘書部の担当者は、後援申請のあった講演会講師の過去の発言や著書も調べた上で、政治的主張が強いと不承認を判断したということでもあります。

本市においては、市や市教委に後援名義の使用承認の申し入れがあった場合、札幌市のように講演会講師の過去の発言や著書などの調査は行っているのでしょうか。また、不承認基準はどのようなものとなっているのでしょうか。

以上で、1回目を終わります。（降壇）

○議長（三井幸雄） 長谷川総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 後援名義につきまして、本市におきましては、後援名義の使用承認の申し入れがあった場合、書面審査により名義

うち承認件数は348件、不承認件数は2件となっております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 ほとんどの事業が承認されているということですが、その中には、札幌市において政治的主張が強いと判断されるようなものも存在しているわけですが、なぜに認めているのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） ほとんど承認されているということですが、本市におきましては、先ほど御答弁を申し上げたとおり、主催者から提出された書類を審査し、事業の内容や目的を精査し、基準を満たすものと判断した事業について後援名義の使用を承認しているということですので、そのような結果からこのような状況になってございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、行政の中立性についてということで、今回の件で、弁護士である上田札幌市長は、行政の中立性は民主主義の大原則、市としては賛否の分かれる問題への後援は謙抑的であればならないとしており、市長登壇でも不承認としております。

一方で、本市においては、原発や憲法などの賛否の分かれる問題に対しても後援を認めており、実際、こうした事業では、札幌市で敬遠された特定の思想や政治的主張などを主たる目的として行われる事業が目立つわけであり、今後、本市においても、賛否の分かれる問題については、一方の主張に行政が賛同していると誤解を招かぬためにも、より慎重な対応が求められると考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 後援名義の使用承認に当たりましては、行政といたしましては、言うまでもなく、政治的あるいは宗教的中立性が保たれなければなりませんし、また、これまでも

中立性が保たれてきていると考えてございますが、賛否の分かれる問題等につきましては、市民の疑念や誤解を招くことがないように慎重に判断する必要があるというふうに認識しております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 実際、申請のあった原発や憲法など、賛否の分かれる問題への後援については、原発では反原発や脱原発、憲法であれば憲法第9条改悪反対といったもので、中でも、現政権が憲法第9条を改憲し、戦争をしようとしているといった政治的主張が強く、市民不安をあおるようなものも少なくありません。一方で、原発推進や中立派の考え、自主憲法制定といったものへの後援はなく、結果として中立とはなっていない状況であります。

行政として、後援申請がなかったからよいということにはなりませんし、サイレントマジョリティーと呼ばれる人々、見えない人々への配慮も欠かせません。賛否の分かれる問題への後援に関しては、事業内容が積極的に奨励し得るもの、地域活動の伸展に寄与するもの、公共性を有しているものばかりとは言いがたい状況にあります。内規のない部局も存在することから、原発や憲法にかかわらず、賛否の分かれる問題に対して一定の基準を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 賛否の分かれる問題に対して一定の基準を設けるべきとの御質問でございます。市に対して後援名義の使用承認の求めがあった際には、市長部局内あるいは教育委員会とでその判断が異なることがあってはならないというふうに考えておまして、同一の考え方、基準を持って承認、不承認の判断をすべきものというふうに考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、内規についてであります。

現在も特定の政治活動、宗教活動及び営利事業

を主たる目的とする事業には後援をしないとしながらも、本市においては、政治的主張が強い、特に賛否の分かれる問題に対して基準がないことから、市民の疑念や誤解を招かぬよう一定の基準を求めたいと思います。中でも問題視されるのは、政党やそれを支持する団体、議員などがかわるものに対して、こういったものへの名義後援についてであります。

一例を挙げたいと思いますが、ことし6月、参議院選挙前という時期に開催された女性市議が講師を務める内部被曝に関する講演会チラシには、特定政党の政策勉強会の案内も告知され、市教委が後援するというものでありました。このようなチラシを手にした市民から、参院選前に特定政党の宣伝活動に後援する市教委の判断、これを問題視する声が上がっておりますが、まずは、後援理由についてお示しください。

○議長（三井幸雄） 野村社会教育部長。

○社会教育部長（野村 斉） 本市におけます名義後援の承認に当たりましては、申請段階におきまして事業の内容が特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とはしていないことを確認し、承認しておりますが、御質問のありました件につきましては、その団体の申請につきましては、当初の申請段階では政党名ではなく準備会としての申請だったことと、講演会の内容も政党の政策勉強会というのではなく、内部被曝に関するものであったとされておりましたので、後援を承認したものであります。

しかしながら、教育委員会の後援承認後に特定政党の宣伝活動を含む内容がチラシに書き加えられたことが判明いたしましたので、直ちに後援の取り消しを決定し、主催団体にその旨を通知したものであります。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 市教委は後援を取り消したにもかかわらず、市教委が後援とするパンフレットがなぜに市民の手に渡っているのでしょうか。市

教委から主催団体への指導、公共施設などに配置されたパンフレットの回収、確認などは行ったのでしょうか。十分な対応をしたと言えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三井幸雄） 社会教育部長。

○社会教育部長（野村 斉） 後援の取り消しを決定した時点で、教育委員会の名義を使用しないことや案内チラシの回収など、適切に対応を行うよう口頭及び文書により主催団体に伝えたところでありますが、取り消しを行った以降も、教育委員会が後援していると記載した印刷物が配布されたということであれば、名義後援の不正使用とも言えるもので、参加者に著しい誤解を与えるものであり、大変遺憾に感じているところでございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 そこで、この主催団体にはペナルティーを科したのでしょうか。また、今後、この団体や関係者などから後援申請があった場合、どう対応するのでしょうか。今でも市教委が特定政党の宣伝活動に後援したと誤解する市民はいないとは限りませんし、書き得ということもあってはなりません。この団体に限らず、今後、虚偽記載といったルール違反などを行った団体に対しては、ホームページで取り消し内容を公開するなど、行政として再発防止のための厳格な対応が求められると考えます。見解を伺いたいと思います。

○議長（三井幸雄） 社会教育部長。

○社会教育部長（野村 斉） 承認の要件に反することが判明した場合や指導に従わない場合は、今後の後援を認めないなどの措置をとる必要があるものと考えております。

後援名義の使用に当たりましては、従前から承認の通知文書において政治的、宗教的な宣伝活動や営利活動があった場合には後援を取り消す旨を明記しておりますが、今後、こうしたことが起きることがないように、後援を承認した場合には申請者への指導を徹底しますとともに、後援申請のあ

り方について検討し、市民に誤解を与える事態が発生することがないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、本市においては、部局ごとに幾つか内規が存在しております。教育委員会を含め、一体幾つの内規が存在するのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 部局ごとの内規につきましては、教育委員会を含めまして4部局において定めております。これまでは、内規の定めがない部局におきましては、個別事案ごとの審査において後援名義使用の趣旨に照らしながらその適否を判断してきてございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 内規のない部局においては、札幌市が、今回、一部不承認とした政治的主張が強い事業、特に賛否の分かれる事業についての難しい判断が求められるような申請があった場合や虚偽の申請などがあった場合に、部局ごとに判断や対応のばらつき、凹凸があってはなりません。承認基準を明確化するためにも、全庁共通化の内規を策定し、遵守条件に違反した場合の対応についてもしっかりと規定をしていただきたいと思います。

これについての見解を伺いたいと思います。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 後援名義の承認に当たりましては、統一的な基準のもと、各部局において、その目的及び内容について判断することが求められるというふうに考えております。承認基準の明確化を図るとともに、不承認や後援に係る条件が守られなかった際の対応なども含め、全庁共通の要領の策定について検討が必要というふうに考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 札幌市においては、ホームペ

ージから後援申請書がダウンロードできるようになっており、後援の対象や不承認基準、遵守条件なども公開されていることから、後援を申請する側にとっても便利でわかりやすいものとなっております。本市のように、幾つも規約があったり、規約のない部局があったりということにはなかなかならないのかと思います。厳格化も含め、早急な検討を求めたいと思います。

最後、この件に関しての見解を伺いたいと思います。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（長谷川明彦） 行政を進める上におきましては、公平性、公正性、それから、利用者にとっての利便性などの視点は大変重要なことでありますことから、全庁共通の要領のもとに手続や運用について統一的に執行できるように、そういったことを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、中国人強制連行事件殉難烈士慰霊祭について伺ってまいりたいと思います。

まずは、慰霊祭に対する市の位置づけについて、中国人強制連行事件殉難烈士慰霊祭はどのような趣旨で行われているのでしょうか。

また、慰霊祭の開会から閉会までの流れについてお示してください。

○議長（三井幸雄） 今野市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 東川町におきましてとり行われております慰霊祭は、さきの第二次世界大戦中に東川町の忠別川江卸発電所に付随する遊水池建設に従事し、終戦までに亡くなった88名の中国人俘虜を慰霊するとともに、世界の平和と将来にわたって日中友好を願うという趣旨で、東和土地改良区を初めとする中国人強制連行事件殉難烈士慰霊碑管理委員会が主催しているものであります。この慰霊祭につきましては、約80名が参列し、開会の後、東川仏教会会長による表白、

追悼文の読み上げ、焼香、弔電披露、旭川日中友好協会がお礼の言葉を述べて閉会となっております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、毎年、市長はこの慰霊祭にどのような立場で出席あるいは代理出席をさせているのでしょうか。出席理由についてお示しください。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 慰霊祭には、旭川市長の立場で、国際交流課を所管する市民生活部長が代理出席しております。

出席理由につきましては、本市が中国ハルビン市との友好都市提携を結び、さまざまな交流を進めておりますことから、亡くなられた中国人の方々に慰霊するとともに、参加した方々とともに世界平和と日中友好を新たに誓うために出席しております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、ことしの慰霊祭では、西川市長からどのような内容の追悼文が送られたのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 追悼文の内容につきましては、中国人の方々が異国の地で亡くなったという歴史の事実を受けとめながら、御冥福を祈るとともに、本市と友好都市である中国ハルビン市との友好交流を例に挙げながら、世界平和と日中両国の友情のきずなを確かなものになりたいという未来への誓いを込めた内容となっております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 亡くなられた方々にとりましては大変痛ましいことではありますが、西川市長の追悼文では、過去の戦争において中国人民の強制連行があったとして追悼の言葉が述べられております。この追悼文は、主催者側から求められているのでしょうか。また、西川市長が旭川市長になってから毎年送られているものなのか、内容に

についても旭川市の公式見解として送っているものか、お示しください。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 追悼文につきましては、これまで主催者側からの求めに応じて慰霊祭で読み上げており、西川市長が就任以降も毎年実施しております。また、慰霊祭の主催は、昭和47年の慰霊碑建立実行委員会が名称を変えた慰霊碑管理委員会が行っており、代表委員を東和土地改良区理事長が務めております。

追悼文の内容は旭川市の公式見解であるのかとの御質問でございますが、追悼文については、日中両国の友情を深め、世界平和を願うという市の考え、思いを表明したものであります。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 西川市長は、毎年、慰霊祭の出席に当たり、主催者である中国人強制連行事件殉難烈士慰霊碑管理委員会の開催趣旨、目的を確認した上で出席しているのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 慰霊祭につきましては、亡くなられた中国の方々の慰霊を行い、日中両国の友好を願うことを目的として開催されているものであるとの理解から出席しているところです。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 確かに、亡くなられた方々の慰霊、日中友好を願うことを目的として開催をされておりますが、碑文や配付文書などにもあるように、我が国の見解とは異なる歴史認識を前提として慰霊祭が開催されております。こうしたものにも賛同した上で出席をされているのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 主催者側の歴史認識に賛同した上での出席かとの御質問でございますが、慰霊祭の出席に当たり、市の認識としては、昭和47年の慰霊碑建立当時の旭川市長を初めとする慰霊碑建立実行委員会により慰霊碑が建立さ

れ、慰霊してきたという経過を踏まえ、主催者からの案内があると捉えているところではありますが、さまざまな歴史認識があるということは承知しております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 市長からは、追悼文と市長交際費から中国人強制連行事件殉難烈士慰霊祭出席に伴う贈呈の品が贈られたことしの慰霊祭では、盧溝橋事件勃発76周年、日中国交正常化41周年、慰霊碑建立41周年、日中平和友好条約締結35周年の年として、ことしも盧溝橋事件の勃発日である7月7日に開催をされております。

慰霊祭の開催趣意書にもあるとおり、「今さら申し上げるまでもなく、この事件は1937年7月7日、当時の日本軍国主義が全中国を併合しようとして北京郊外の盧溝橋付近で引き起こした衝突事件であります。この事件を契機として、以後8年間にわたり、戦火を中国全土に拡大し、侵略戦争へと狂奔し、強制連行させられた」などと、毎年このような宣言の中で慰霊祭がとり行われております。先ほどの答弁の中でも、さまざまな歴史認識があるということを承知しているということでありましたが、日本軍が全中国を併合しようとして引き起こした事件であるとか、この盧溝橋事件を契機に中国全土に戦火を拡大し、侵略戦争や強制連行を行った、このような前提のもと開催される慰霊祭に、市長が公式参加をしたり、追悼文などを送ることは、市が主催者側の主張を認めていると受けとめられかねません。

市は、政府・外務省見解を尊重するべきと考えますが、市も主催者と同様の認識なのでしょうか、見解を伺いたいと思います。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 盧溝橋事件にかかわる見解についての御質問ですが、いわゆる政府・外務省見解として、盧溝橋事件は、日中間の軍事衝突事件であり、その後、日中間の軍事衝突事件が相次いで発生したとなっております。また、2

006年、第1次安倍内閣当時に着手し、2010年に発表された両国政府による日中歴史共同研究報告書では、第2章、日中戦争の中で、1937年7月に勃発した日中間の衝突事件は全面戦争に発展したとして、盧溝橋事件の発生と全面戦争への拡大という一節を設けております。

市の認識といたしましては、こうした整理経過を踏まえ、国の見解を尊重しているところであります。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次の質問に行く前に、歴史認識に対してこのような証言もあるということを紹介させていただきたいと思います。

市は、国の見解を尊重しているということでありましたが、一方で、主催者側は、日本が全中国を併合しようとして引き起こした事件、この事件を契機に、以後8年間にわたり戦火を中国全土に拡大した、侵略戦争に狂奔した、強制連行をしたとしておりますが、ちなみに、この事件は、中国共産党による陰謀であったことが、戦後、当事者の証言で明らかとなっております。当時、中国共産党の副主席であった劉少奇が、戦後、盧溝橋事件の仕掛け人は中国共産党で、現地の責任者は私だと証拠を示して西側記者団に発表しております。この発表により、事件を起こした真犯人が中共軍であったことが明らかとなり、東京裁判で、盧溝橋事件を起こした罪を負わせるために、当時、戦犯として巣鴨プリズンに拘置中であった日本軍指揮官の河辺大将と牟田口中将は釈放をされております。また、周恩来首相も、昭和24年の中華人民共和国樹立宣言の際、我々中共軍が日本軍と蒋介石の軍隊の両軍に鉄砲を撃ち込み、さらに日華協定を妨げたことが中国共産党の今日の栄光をもたらしている起因であると言明しております。

このように、中共の指導者がこれまでも公の場で加害者であることを認めております。日本を一方的に加害者とし、国や当事者の見解とも異なるような歴史認識を示す行事などに参加し、反省す

ることが日中両国の友情を深めると考えているのであれば、それはいかななものかと思うわけがあります。逆に、国益までも損ないかねません。さまざまな歴史認識があるだけに、市として適切かつ慎重な判断、行動を求めたいと思います。

次に、ことは、盧溝橋事件76周年に加え、慰霊碑建立41周年の年として、慰霊祭を前に慰霊祭が開催されております。慰霊祭の出席に当たっては、慰霊碑建立時の旭川市長を初めとする慰霊碑建立実行委員会により慰霊碑が建立され、慰霊してきたという経緯を踏まえ、案内があると捉えているということでありましたが、その碑文にも、この事件は日本軍国主義が中国侵略の一環として行った戦争犯罪であるなどと表現をされております。

慰霊祭に参加するに当たり、その内容についてどう考えているのでしょうか。

また、碑文については、全国紙発行の月刊誌や地元誌などでも、歴史事実を曲げた売国の碑と問題視されており、外務省の公式資料や東川町史などの内容とは異なると指摘をされておりますが、先ほどの質問では政府・外務省見解を尊重するとお答えをいただきました。この慰霊碑の碑文に対する認識についてお示しください。

**○議長（三井幸雄）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（今野浩明）** 慰霊碑碑文の内容についての御質問でありますけれども、碑文の内容は、当時の中国人強制連行事件殉難烈士慰霊碑建立実行委員会の方々の思いが込められたものであり、それに対してのさまざまな見解があることも承知しております。

慰霊碑につきましては、戦後、昭和29年に、当時の旭川市長が実行委員長となって供養標が建立されて慰霊法要が行われ、その後、供養標の老朽化が進んだために、昭和47年、さきの実行委員長を務めた方が総代となって、当時の旭川市長、東川町長を初め、地域政財界の代表により構成された慰霊碑建立実行委員会が建立したものであり、

その内容、表現につきましては、当時、日中両国政府による日中友好と国交回復に向けての取り組みが進展したという時代の情勢の中で作成されたものであると捉えておりますが、さまざまな歴史認識がある中で、その後の調査研究などによる見解があるということは承知しているところでございます。

**○議長（三井幸雄）** あなだ議員。

**○あなだ貴洋議員** 慰霊碑の碑文や主催者側の配付資料にもあるとおり、慰霊祭では、犠牲となった殉難烈士88名に対して慰霊祭がとり行われております。外務省の公式資料では、東川町に連行されたのは華北労工協会扱いによる訓練生、つまり、八路軍の捕虜、帰順兵、土匪、囚人となっており、東川町史等にも村史の636ページには華人捕虜、町史497ページから中国人俘虜との記述がされております。88名の一般の中国人が強制連行され、酷使され、犠牲となったという事実はなく、捕虜、囚人というのが事実なのではないのでしょうか。烈士と、捕虜、囚人では、この慰霊祭の意味合いも全く別なものとなってしまいます。旭川市として問題がないと考えるのでしょうか、見解を伺いたいと思います。

また、お国のために命をささげた英霊が眠る北海道護国神社の慰霊大祭に、市長は代理出席すら立てておりません。このような歴史事実疑問符がつく慰霊祭には、代理のみならず、追悼文や公費から慰霊祭出席に伴う贈呈の品まで支出をされております。どのように考えているのでしょうか。

**○議長（三井幸雄）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（今野浩明）** 先ほども御答弁を申し上げましたけれども、慰霊祭につきましては、第二次世界大戦中に東川町の遊水池建設に従事し、亡くなった中国人の方々への哀悼と、世界平和、日中友好を願うものとして捉えているところでありますが、先ほどの外務省資料あるいは東川町史についても承知しております。

戦争で亡くなられたの方々に対しましては、私た

ちが享受している現在の平和と繁栄は、祖国や家族のために一身をささげられた英霊のとうとい犠牲の上に築かれていることを忘れてはならないと思っております。また、さきの大戦では、日本人はもとより、外国人の方々も命を落とされているところであり、このような戦争の悲惨さや平和の大切さを語り継ぎ、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、平和都市の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要と考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 市外で開催され、中国人強制連行事件殉難烈士慰霊祭と呼ばれるこの慰霊祭に参加するに当たり、公費から中国人強制連行事件殉難烈士慰霊祭出席に伴う贈呈の品が贈られております。市長交際費の支出基準に認められる範囲なのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 市長交際費は、市を代表し、外部との公の交際を進めるために要する経費であります。その基準としましては、慶弔費、懇親等を目的とする会合の参加費、その他儀礼的な経費等で必要と認めるものとしております。

慰霊祭にかかわる公費の支出理由につきましては、供養、慰霊という意味での御供物代として支出しており、その他儀礼的な経費等で必要と認めるものに該当しているものと考えておりますが、宗教に関連する要素を含んでいる事柄については、さまざまな立場や捉え方があると思いますので、注意深く対応することが求められるものと考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 交際費の執行基準には、市政運営上、有益な交際を目的とするものと判断される場合、執行を認めると書かれております。ただいまの答弁におきましては、市を代表し、外部との公の交際を進めるために慰霊祭出席に伴う贈呈の品を支出しているということでありましたが、

この慰霊祭は公の行事、つまり、東川町の公式行事なのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 慰霊祭自体は、東川町の公式行事ではなく、慰霊碑管理委員会が行っているものであります。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 中国人強制連行事件殉難烈士慰霊祭は、文字どおり、強制連行された中国人殉難烈士のための慰霊祭となりますが、慰霊祭については、財界誌記事で、地元の東川町長がこうのように述べております。「私は、このまちに強制連行や強制動員があったとは思っていない。だから、こういう言葉を使ったことがない」と発言しているわけであります。

市長は、東川町の公式行事でもなく、強制連行や強制動員があったとも、なかったとも言われるこの慰霊祭に参加するに当たって、改めて強制連行があったかどうか、どのような見解をお持ちなのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（今野浩明） 強制連行の有無につきましては、外務省報告のほか、さまざまな歴史認識が示されているところであり、自治体の立場としてその見解についての発言は控えさせていただきます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 最後にしたいと思いますが、戦時中の強制的な動員を強制動員とすれば、その中でも暴力的な動員が強制連行と、その表現一つで意味合いが大きく変わります。特に、たびたび補償の問題ともなる強制連行という言葉を使う場合には、強制連行者の名簿や人数はもとより、強制連行の定義や範囲が一般的に受け入れられていること、そして、共通理解が形成されていなければなりません。自治体の立場として、強制連行の有無について言及することは、これは外交問題にも波及することになってまいります。発言でき



ないということは、そのようなものを意識されてということだと思いますが、だからこそ、市として、さまざまな歴史認識、強制連行に対する見解があると認識しているのであれば、それがあつたとされる、そうした前提で行われる慰霊祭への参加は慎重さに欠けていたと言わざるを得ません。行政として慎重な対応を求めたいと思います。

加えて、公費支出による慰霊祭参加、政教分離については、細心の注意を払わなければなりません。昭和52年7月の津地鎮祭訴訟最高裁判決で、憲法の政教分離規定を解釈する法理として、初めて提示した目的効果基準が以後の政教分離訴訟の基準となっております。これは、国及び公共団体が宗教とのかかわりを持つ全ての行為を禁止するものではなく、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進、または圧迫、干渉等につながるような行為か否か、これが判決を分ける基準となっております。

市長の交際費、つまり公費支出による慰霊祭出席に伴う贈呈の品、お酒のようではありますが、これは援助、助長、促進に当たるおそれはないのでしょうか。かつて、公費で線香、ろうそくを贈り、町が仏教や神道を援助、助長している印象を抱かせるとして、政教分離に反し、違憲となった厳しい判決もございます。市として、より慎重な判断が求められると考えますが、最後、見解を伺いたいと思います。

**○議長（三井幸雄）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（今野浩明）** 市としての慎重な判断ということでございますけれども、慰霊祭への出席につきましては、毎年、案内状をいただいた段階で他の公務等を勘案しながら出欠を判断しており、これまで結果的に担当部長が出席してきたということでございます。来年度につきましても、基本的には、その時点での公務等を勘案しながら出欠について検討することになります。

また、交際費の支出につきましては、これまでの最高裁の判例などを参考に支出しているという

ところでありますが、宗教行事、供物等に対するさまざまな考え方がございますので、誤解を招かないよう、より慎重に判断してまいりたいと考えております。

**○議長（三井幸雄）** あなだ議員。

**○あなだ貴洋議員** 最後に、私の意見を述べさせていただきますと思いますが、私は、先ほども述べさせていただきましたが、周恩来の「我々中共軍が日本軍と蒋介石の軍隊の両軍に鉄砲を撃ち込み、さらに、日華協定を妨げたことが中国共産党の今日の栄光をもたらした起因である」との、中華人民共和国樹立宣言の際の言葉にあるように、実際は、日本の戦線不拡大方針を不満とした中国共産党が、この盧溝橋事件の3週間後、日本人居留民を皆殺しとした通州事件を起こし、次に済南事件、上海事件など、日本人や日本軍に対するテロも次々と起こしたわけであります。日本軍を大陸奥地にまで引き込み、支那事変にまで広げられてしまいました。中共の指導者たちが認めているように、中共軍の謀略により、中国人民のみならず、多くの日本人居留民の血が流されたというのが事実ではないかと私は受けとめております。

しかしながら、歴史認識については、当時の中国共産党指導者たちが公に認めていても、現指導者たちは、国益のため、さまざまな利害や思惑のため、自国に不利となる見解を示しません。現在の防空識別圏などのさまざまな日中問題に見られるとおりに思います。だからこそ、歴史認識の異なる行事への参加に対しては、行政として慎重な判断が求められます。来年は適切な対応を期待したいと思います。

また、市長には、お国のためにとうとい命をささげた市内護国神社に眠る英霊への感謝の誠をささげていただきたく、来年の北海道護国神社慰霊大祭参加を期待して、終わりたいと思います。

**○議長（三井幸雄）** 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集を願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

---

散会 午後4時37分